

(整理番号 422)

大阪地方最低賃金審議会

令和4年度第2回大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年8月31日(水)
午後5時00分から同6時30分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 3 名
労働者を代表する委員 3 名
使用者を代表する委員 3 名
- 4 議 事
大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - ・ 労働者代表委員からは、実態調査のデータなどから、大阪府地域最低賃金以上とする「余力がある」と考えるとともに、自動車産業の健全な発展のためにも、改正決定の必要性は有りとする主張があった。
 - ・ 使用者代表委員からは、労働者の賃金と生計費や通常の事業の賃金支払い能力といった3要素から考察するも、大阪府地域最低賃金以上とする「余力はない」と考えられることから、改正決定の必要性は無しとする主張があった。全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨が労使双方にて確認され、審議は終了した。